

の要点

- ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- エ 在宅における緩和ケア

(2) 単位型研修会を実施する場合について
 単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。
 都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ①がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ②がん性疼痛の治療法の実践について（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ③がん性疼痛についてのワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）
 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。
 ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療
 イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方案の実際の記載
 ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）
- ④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）：0.5単位以上
- ⑥がん医療におけるコミュニケーション技術についての講義（プレテスト及び解説を含む）及びワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。
 ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
 イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習

⑦その他

都道府県は、地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容を含むこと。ただし、上記①～⑥で定めた研修の中にも含まれてもよいものとする。

- ア 全人的緩和ケアについての要点
- イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
- ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- エ 在宅における緩和ケア

ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）

- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

(2) 単位型研修会を実施する場合について
 単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。
 また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。
 都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。

- 研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。
- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0.5単位以上
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）：1単位以上
- ③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）
 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。

ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方

- イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）
- ④呼吸困難、消化器症状等の疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む）：0.5単位以上
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：0.5単位以上
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）：1単位以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて：0.5単位以上

- 7 -

⑩その他

都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

項目	旧指針	旧単位	新指針(一部、改正)	新単位
単位について	1単位は1.5時間以上、8単位以上取得で緩和ケア研修の修了	—	1単位は1.5時間以上、8単位以上取得で緩和ケア研修の修了	—
旧指針での未修了者の扱い	—	—	新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて8単位以上	—
苦痛のスクリーニング	その他 ア 全人的な緩和ケアについての要点	—	①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について	0.5
がん疼痛	①がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について(プレテスト及び解説を含む)	0.5	②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)	1
がん疼痛	②がん性疼痛の治療法の実践について(プレテスト及び解説を含む) その他 イ 放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点	0.5		
がん疼痛ワークショップ	③がん性疼痛についてのワークショップ(ただし、2単位を同日に実施すること) ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療 イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方箋の実際の記載 ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	2	③がん疼痛についてのワークショップ(ただし、2単位を同日に実施すること) (ア) グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方 (イ) ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	2
身体症状	④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて(プレテスト及び解説を含む)	0.5(×2)	④呼吸困難、消化器症状等の疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)	0.5(×2)
精神症状	⑤不安・抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて(プレテスト及び解説を含む)	0.5(×2)	⑤不安・抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて	0.5(×2)
患者視点	—	—	⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断されたときから行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)	0.5
コミュニケーション	⑥がん医療におけるコミュニケーション技術についての講義(プレテスト及び解説を含む)及びワークショップ(ただし、2単位を同日に実施すること) ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討 イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習	2	⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断されたときから行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと) ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習) (がんと診断されたときから行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)	0.5 1
地域連携	その他 ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点 エ 在宅における緩和ケア	—	⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて	0.5
その他	⑦その他 地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと。ただし、上記①～⑥で定めた研修の中に含まれてもよいものとする	—	⑩その他 次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること ア 身体的苦痛の緩和(倦怠感、食欲不振等) イ 精神心理的苦痛の緩和(不眠等) ウ 社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等) エ 家族のケア オ がん体験者やケア提供者等からの講演	—
プレテスト	各項目において(プレテスト及び解説を含む)と記載あり	—	5 緩和ケア研修会の開催指針(2)②緩和ケア研修会の形式、において、また、プレ・ポストテストなどの参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にするのと記載あり	—
アイスブレイキング	③および⑥においてまた、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うことと記載あり	—	—	—

対応する旧PEACEモジュール	対応する新PEACEモジュール
—	—
—	—
M2 緩和ケア概論(M10 包括的アセスメント)	M2b つらさの包括的評価と症状緩和
M3 がん疼痛の評価と治療	M3 がん疼痛の評価と治療
M4 がん疼痛事例検討 M5 オピオイドを開始するとき	M4 がん疼痛事例検討 M5 オピオイドを開始するとき
M6a 呼吸困難 M6b 消化器症状(嘔気・嘔吐)	M6a 呼吸困難 M6b 消化器症状(悪心・嘔吐)
M7a 気持ちのつらさ M7b せん妄	M7a 気持ちのつらさ M7b せん妄
—	M2a 緩和ケア概論—患者の視点を取り入れた全人的なケアを目指して
M8 コミュニケーション	M8 コミュニケーション
M9 地域連携と治療・療養の場の選択	M9 地域における医療連携
—	M6c 倦怠感 不眠 家族のケア
—	—
M1b アイス・ブレイキング	M1b アイスブレイキング

健発0814第1号
平成27年8月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」の一部改正について

「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)において、緩和ケアについては、「がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、こうした苦痛が緩和されること」、また、緩和ケア研修については、「拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了すること」が目標として掲げられています。

緩和ケア研修会については、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」(平成20年4月1日付け健発第0401016号当職通知)の別添「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施しているところですが、下記のとおり一部改正し、これに則った研修の実施を推進することとしましたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願い致します。

記

1. 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

2. 施行期日

平成27年10月1日より施行する。ただし、改正指針中6の(2)のうち、①のエの(オ)及び(カ)並びに②のオの(カ)及び(キ)については、平成28年4月1日より施行する。

新指針	現行指針
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針</p> <p style="text-align: right;">健発第 0401016 号 平成 20 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">最終改正 健発 0814 第 1 号 平成 27 年 8 月 14 日</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 緩和ケア研修会の修了証書 (1) 修了証書の交付について 緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式 1 に準拠した修了証書及び修了者バッジを交付すること。</p> <p>(2) 修了証書の発行手順等について ① 一般型研修会を実施する場合 ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の 2 か月前までに、様式 2 の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。 イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の 1 か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。 ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。</p> <p>(削除)</p> <p>エ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成するとともに、様式 1 に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針</p> <p style="text-align: right;">健発第 0401016 号 平成 20 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">最終改正 健発 0210 第 8 号 平成 27 年 2 月 10 日</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 緩和ケア研修会の修了証書 (1) 修了証書の交付について 緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式 1 に準拠した修了証書を交付すること。</p> <p>(2) 修了証書の発行手順等について ① 一般型研修会を実施する場合 ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の 2 か月前までに、様式 2 の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。 イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の 1 か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。 ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の 2 週間前までに、様式 1 に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。 エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進課まで提出すること。 オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。</p>
<p style="text-align: center;">- 1 -</p> <p>こと。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。</p> <p>(ア) 一般型緩和ケア研修会の名称 (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称 (ウ) 開催日及び開催地 (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属 (オ) 修了者の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。） (カ) 一般型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容</p> <p>② 単位型研修会を実施する場合 ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。 イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の 2 か月前までに、様式 3 の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。 ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。 エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式 4 に準拠した修了報告書に関係書類を添えると同時に、様式 1 に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。</p> <p>オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。</p> <p>(ア) 単位型緩和ケア研修会の名称 (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称 (ウ) 開催日及び開催地 (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属 (オ) 各単位緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属 (カ) 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。） (キ) 単位型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容</p> <p>7 その他 (1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等 都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づ</p>	<p>・ 一般型緩和ケア研修会の名称 ・ 主催者、共催者、後援者等の名称 ・ 開催日及び開催地 ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属 ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）</p> <p>② 単位型研修会を実施する場合 ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。 イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の 2 か月前までに、様式 3 の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。 ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。 エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式 4 の確認依頼書に関係書類を添えると同時に、様式 1 に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。</p> <p>オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。</p> <p>・ 単位型緩和ケア研修会の名称 ・ 主催者、共催者、後援者等の名称 ・ 開催日及び開催地 ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属 ・ 各単位緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属 ・ 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）</p> <p>7 その他 (1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等 都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づ</p>

くがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、がん対策・健康増進課の求めに応じて、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

様式1～3
(略)

くがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

様式1～3
(略)

- 3 -

様式4

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長殿

(都道府県知事) 印

修了報告書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016厚生労働省健康局長通知)に準拠した緩和ケア研修会(単位型研修会)を修了したことを報告します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属・所属科及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属・所属科及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり。

様式4

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長殿

(都道府県知事) 印

確認依頼書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016厚生労働省健康局長通知)に準拠した緩和ケア研修会(単位型研修会)を修了したことの確認を依頼します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり。

緩和ケア研修会標準プログラム

別添1

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

(1) 略

(2) 単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。

研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

①～② 略

③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上

④～⑩ 略

緩和ケア研修会標準プログラム

別添1

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

(1) 略

(2) 単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。

研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

①～② 略

③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上 (ただし、2単位を同日に実施すること)

④～⑩ 略